

令和6年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和6年12月10日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 4 11番 鈴木 勝久 君（P59～P78）

No. 5 1番 小澤 佑太 君（P79～P90）

追加日程第1 議案第84号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議案第85号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第3 議案第86号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第4 議案第87号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第5 議案第88号 令和6年度西郷村一般会計補正予算（第5号）

追加日程第6 議案第89号 令和6年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

追加日程第7 議案第90号 令和6年度西郷村水道事業会計補正予算（第2号）

追加日程第8 議案第91号 令和6年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第2号）

追加日程第9 議案第92号 令和6年度西郷村下水道事業会計補正予算（第2号）

・出席議員（１５名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	６番 鈴木 修君	７番 君島 栄一君
８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君	１０番 真船 正康君
１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君	１３番 上田 秀人君
１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君	１６番 真船 正晃君

・欠席議員（１名）

５番 大竹 憂子君

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	仁平 隆太君
参事 兼 総務課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	高野 則子君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参事 兼 議会事務局 長 兼 監査委員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（真船正晃君） 日程に入るに先立ち、議長より、諸般の報告をいたします。

5番大竹憂子君から、病気のため本日の会議に欠席する旨、また、14番大石雪雄君から所用のため本日の会議に遅参する旨、西郷村議会規則第2条による届出がありました。

以上、ご報告いたします。

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

ここで、村長より発言を求められておりますので、これを許可します。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日の一般質問に関する資料の配付の許可をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長より説明がありました。

資料を配付させていただきたいとのことでありますので、これを許可いたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時02分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時03分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、通告第4、11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

◇11番 鈴木勝久君

1. 村立まきば保育園民営化計画について

2. 西郷村第三セクター経営の総括とその後の経過について

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、この村立まきば保育園民営化計画についてでございます。

まず第一に、プロポーザル審査の過程と結果についてでございます。

今回はプロポーザルという、西郷村では一、二回この契約を、このプロポーザルで契約を取った経緯がございますけれども、一般の人にはちょっとなじみがないので、この内容と審査結果についてどうなのかなということで、この辺から入っていきたいと思うんですが、まず、私はこのまきば保育園の民営化に関して、このプロポーザル結果が、第2次審査が、今年の7月24日に2次検査が終了しました。先行っていうか、優先的に西郷村とのあれが許可された湖山グループの平成会について、今回議案にも入っておりますけれども、この会社が優先採用されたわけがございますけれども、その内容について吟味するために、執行部側に資料請求をしました。

まず、ここの民営化運営事業者の選定委員の公表、それに事業者の定款、寄附行為、規約、その他のこれらに類する資料、事業者の直近3年分の財務諸表、施設の監査状況報告書、現在運営する保育者等の概要、保育所運営計画書、プロポーザル審査第2次審査基準の評価、採点の内容、詳細な配点表でございます、これは。それに7で一番大切な企画書と提案書を、正当な6議第260号の依頼で正規に執行部側に資料請求を提出したところでございますけれども、執行部側では、この西郷村プロポーザル方式実施に関する規則を盾に、この資料を提出できませんっていう、ここに書いております第21条の規定により提出することができませんということで、ご了承してくださいということでした。

今回は本当に議案にも入っていることで、この相手方がどういう経営状況であるかとか、詳しいことが分からなくて、私たちは本当にそれで曖昧な状態で議決に臨んでいいのかと心配になりました。もっと憶測を言えば、これを公表すると何か議決に影響が出るのかな、そこまで考えてしまいました。そして今、議員の皆様へ提出されて、今朝ですけれども、この保護者説明会に使ったこれ、湖山医療福祉グループのこの資料を、今朝皆さんに渡されて、これが企画書っていうか、提案書と同じようなことだということで、今渡されましたけれども、まず実施規則21条、読み上げます。

村長は提案書を優先交渉選定の目的外に使用しないものとし、企画提案の内容は原則として公表しない。プロポーザルという手法は、客観性、透明性、公平性、公正性、これを担保されるから、すばらしい随意契約書であるといううたい文句なんですけれども、原則としてこういう企画案を提出しない、こういう条例が西郷村で定めてあります。これは何を意図してつくった条例なのか、執行部側におたдаししたいんですけれども、この説明をお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。今ほどお話ありましたプロポーザルの規則ということであります。透明性、公平性、いろいろ言われましたけれども、規則の中で、村長は提案書を優先交渉者選定の目的以外に使用しないものとし、企画提案の内容は原則公表しないということになっております。

○議長（真船正晃君） 鈴木勝久君の再質問を許します。

11番鈴木勝久君。

- 11番（鈴木勝久君） なっておりますじゃなくて、この意味するところは何ですかということなんです。これはこのプロポーザルを、今、資料としては、私は何を参考にしているかという、大阪市公募型プロポーザル方式ガイドラインを参考に質疑していますけれども、この公平性、透明性、客観性、これを資料を提出しなかったら、どこで私たちは把握するのか。その辺が非常に難しい。今、村長はただ読んでいるだけなんですけれども、じゃこの実施規則21条をここに付け加えた意図は、どういう意図があって、これを公表しないとしたのか、その意図について伺います。

◎休憩の宣告

- 議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前10時12分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時14分）

◎休憩の宣告

- 議長（真船正晃君） 午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時14分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時45分）

- 議長（真船正晃君） ここで村長より発言を求められておりますので、これを許可します。

村長、高橋廣志君。

- 村長（高橋廣志君） ただいま貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほどおただしのありました資料請求の提出につきましては、西郷村プロポーザル方式の実施規則21条において、原則公表しないということから、資料の提出はさせていただきますませんでした。先ほど選定法人の相手方より、プロポーザルに係る企画提案の内容等について閲覧の同意を得ましたので、閲覧をしていただくことでご理解願いたいと思います。

- 議長（真船正晃君） それでは、一般質問を続行いたします。

11番鈴木勝久君。

- 11番（鈴木勝久君） それを参考にして、これから議案の賛否に活用させていただきます。

それで、本来ですとその内容等を吟味した上で、また一般質問したいと思ったんですけれども、今日私の日程、午前中でございますので、採決のほうでそれを参考にしますけれども、最初に、このプロポーザル方式、公募型、これを採用したっていう理

由について、まずどういう理由でこの随意契約方式を取ったのか、ご説明できますか。説明していただきます。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 11番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

なぜ民営化の業者選定をプロポでやったのかというお尋ねでございます。

民営化を進める上で、利用者の一番の不安は、やはり利益重視の運営にならないかという問題かと思えます。今回の民営化に関しましては、公益性を持ち、営利を一義的な目的としていない社会福祉法人、NPO法人、学校法人等を対象とし、公募型プロポーザル方式にて選定しております。

村のプロポにより業者選定を行ったほうがよいと思われる適用対象業務等につきましては、今回のプロポは、価格のみによる競争ではまきば保育園の民営化の目的を達成できない業務等であり、優れた提案の活用により効果的な事業実施が見込まれるものと判断しまして、プロポーザルで実施させていただいております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私はこのプロポで一番期待しているのは、先ほども言いましたように、透明性や公平性、これを証明する必要があると。そこを基準に考えておりました。ですから、こういういろいろの資料は、しっかり我々議員にも確認され、経営状態から何から全て分かるような状態でないと、新しいことに対しては、特にこの西郷村、以前は社会福祉協議会がくまっこ保育園、みずほ保育園やっていましたんで、私たちは、当然、去年の10月に民営化にするっていう説明会を受けたときは、当然この社会福祉協議会がするものだと思って、安心っていうか、実績がありますので、その辺をしていたんですけれども、それでこのプロポーザル方式にした、いろいろ今言われましたけれども、メリットとしてどのようなことがあるのか、その辺を、また一般に言われているデメリットについてもお聞かせいただけますか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

民営化するメリットといたしましては、まず1つ目に、保育内容は今までの村立まきば保育園の保育内容を継承することとしておりますので、保育に係るデメリットはないと考えております。

2つ目に、公私連携型保育所として、村が保育運営に関与していくので、保育内容等が継続されることは、子ども、保護者にとって安心・安全な保育運営であるため、メリットであると考えます。

3つ目に、民営化することで、今まで村と利用者の負担で賄っていた運営が、国・県等から財政負担を受けることができます。その財政効果は約9,000万円程度を見込んでおります。民営化により確保可能となる財源につきましては、子どもや子育て世帯保育士助成、保育園助成に向けた支援の財源として活用していきます。

また、4つ目に、会計年度任用職員の身分の安定が図られます。

次に、民営化するデメリットの部分でございますが……

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 民営化にしてのメリット、デメリットじゃなくて、まずはプロポーザルを採用した問題についてなんですけれども、プロポにすると、私のほうから言う話ではないんですけれども、一応決まりますよね。決まってから、交渉によって交渉の契約内容、これを変更することができるんです。相互評価じゃなくてプロポにしたことで。相互評価にしちゃうと、その後の契約はそれで進んでいくんですけれども、プロポにすると、内容変更っていうのは可能なんです。ですから、その後に出てくる時間の延長とか何かが、こちらとあちらで、また従業員等のどうのこうのっていうのも、こちらとあちらで内容を詰めて、よりよく進めていけると。だから、そこに公益プラス民間に任すだけじゃなくて、こちら側の意見もその事業者に反映させるっていう。俺が言う話じゃねえんですけれども、そういう部分でプロポのほうに選択をしたと、そういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

議員おたしのとおりでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それで、この選定委員の選定方法、この人について、私はまだ承知していない。さっきの時間では選定委員の人たちを見ていないんであれなんですけれども、この選定委員の選定基準はどのようにして行いましたか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

西郷村立まきば保育園設置運営を実施する運営業者を公平かつ適正に選定するため、西郷村まきば保育園民営化運営事業者選定委員会を設置し、委員の選定につきまして、保育園の管理運営体制、保育内容、経理状況などに精通している方から選定させていただきます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そこには職員は参加されていますか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

行政機関組織の者として参加しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 基本的には一番心配していたところがそこだったんですけれども、選定委員に関係職員が入ると、そこに前言ったように恣意性が入るんです。入るんですよ。これ関係ない職員ならいいんですけれども、こういうふうにしたいなっていうのが入ると、意識的に入ってしまうんで、透明性、公平性が失われる可能性がある。だから、この選定委員をしっかり定めてもらわないと、難しいところがあるんです。ここが重要だったんです。私がいつも心配していたの。これ、今、配点とかは公表できないって言っていますから、難しいから、そこは。私、どうなっているかって

いうのは後で聞けないんで、難しいところもあるんですけども、これ、あまり出してもしょうがないですけども、大阪市の公募型プロポーザル方式ガイドラインにも、なるべく職員は入れないという、もし入れるんだったら、その関係ないところで専門性を有する者ってなっているんです。意志設定を行う、または意思決定に関与する職員は、委員としては選定会議における審議に本村の意志を反映するものであり、会議の公平性や客観性を損なうため、大阪市では禁止するとなっているんです。

ここが一番、選定委員が問題なんです。そうなったらしょうがないという言い方するしかないんですけども、そうすると、中が不透明になるんです。

それともう一つ聞きたいのは、コンプライアンスってありますよね。入札契約事項の中に、当然、職員はそのコンプライアンスの確保の、ありますよね、マニュアルって。これ選定委員にもこのコンプライアンスマニュアル、公正契約職務執行マニュアルっていうのが、どこの自治体にもあるんだと思うんですけども、この選定委員の方々にもそれを共有していただいていますか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

議員おただしの選定委員の設置の部分に係るコンプライアンスの部分についてですが、こちらは西郷村立まきば保育園民営化運営事業者選定審査委員会設置要綱に基づき、きちんとコンプライアンスの部分を決めています。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その委員に説明、職員は、これは完全に把握していると思うんですけども、選定委員の方々にこの情報を流しているというか、受けていただいているっていうか、説明していただいておりますかっていうことです。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

選定委員の方、全てにご説明させていただいております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 続きまして、この専門性を有する者でありまして、学識経験者、この意見の聴取、これを選定員に聴取しているか。学識経験者に委員の方々が専門的なアドバイスをしていच्छやいましたか。一回でもしましたかということ。選定委員の方々、専門的な知識をその人たちに一回でも会議でお話ししましたかという話です。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

選定委員の学識経験者、専門委員の方に対しまして、専門的な知識の部分についてのご説明はさせていただいております。

○11番（鈴木勝久君） されていますか。

○福祉課長（相川佐江子君） しています。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）　じゃ、このプロポの質問は最後しますけれども、履行に際して、村と契約相手方との責任分担を、ああ、これ……。これは、じゃ協定書の中でちょっと説明しますから、後にします。

続きまして、2番に入ります。

状況分析と民営化の方針、効果についてですけれども、これ、私たちは課長から説明を受けました、全員協議会で、10月27日。簡単に現状の分析、民営化の方針、効果、これ昨日も同僚議員に説明したと思うんですけれども、簡単に流れ、説明していただけますか。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　お答えいたします。

昨日も12番、13番議員からのご質問もありましたけれども、現状分析と民営化の方針、効果ということでもありますけれども、11月27日に実施しました全員協議会の中でご説明させていただいておりますが、民営化後の保育施設の状況ですが、民営化後の利用定員数は村内6保育園に合わせて602名となり、数の変更はございません。

利用定員数の推移としまして、平成29年度が4保育園で443名、令和6年度には6保育園で602名となっており、その間2つの保育園が開設しております。

なお、待機児童数については、2つの保育園の開設により、徐々に解消されつつありましたが、令和5年度より増加傾向に転じてきております。その要因としましては、出生数の増加や、転入者の増加に加え、特に配慮を要する子どもが増えてきている状況で、保育士不足の課題が挙げられているところであります。民営化の方針につきましては、公設公営保育園で、現在実施されている公共性が高い事業等を継続させるため、協定の締結により村が関与することが可能となる民設民営化、いわゆる公私連携型保育所方式を導入します。

認可保育所の設置運営主体による相違点ですが、保育所の利用調整や保育料の決定、徴収は引き続き村が行います。施設管理や園の運営は村から事業者へ実施機関が変更となります。運営費の負担については、村と利用者負担により賄っておりましたが、今後は国・県からも法定分の負担があります。

民設、民営化による効果ですが、保育園の運営に関しては、全ての保育園が児童福祉法等の関係法令や保育方針等を遵守した上で、園の運営を行っております。公立保育園に関しても、関係法令等を遵守し、公立園としての範囲内において、創意工夫を生かした保育を実施しておりますが、公立であるという部分から、公平性や法令遵守を重んじることを優先してしまい、保育園独自の取組に関しては実施しにくい状況があります。

その一方で、現在進めております児童福祉法に定める公私連携型保育方式により、民設、民営にて、まきば保育園を運営した場合、土地、建物、備品などの行政財産を無償または貸付譲渡にて受けることが可能であり、さらに設置の支援も受けられることとなります。これにより、本来生ずる財政的、事務的負担が減り、保育所の運営に

専念することができることとなります。さらに、公立保育園から民営化により、公共性の部分を一部継承しつつ、民間ならではの多様化する保育ニーズに対応できる保育運営と、子どもたちが安心して自分らしく過ごすことができるよう、家庭的な雰囲気大切に、子ども一人一人の発達段階、特性、生活リズムに合わせ、適切な支援、さらに地域連携による保育支援事業の展開など、柔軟な対応が可能となり、保育サービスの質の向上が図られていくものと考えております。

また、民営化をすることにより、運営費の負担のほか、保育環境の整備や保育士の処遇改善に係る国等からの財政負担についても受けることが可能となります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ここでよく財政負担が受けられる、民営化だと受けられるというのは、よく昨日も述べられました。国は子ども基本法の上に、これから3兆円かけて子どものために、育成に国を挙げて金を使って、子どもを産み育てていくと明言されております。この民営化になったから金を村がやるじゃなくて、いろいろな創意工夫すれば、公設でも受けられると思うんです。これ、私はずっとまきば保育園を進めて、民営化にするという話を聞いていると、民間活力、民間活力って言うんですけれども、公営と民間でそれほど違うんですか。すごい疑問持っています。これ3番に入って保護者の声なんていうのもあるんですけれども、一般の保護者は今のままがいいって言っている人がほとんどなんです。反対している方が特に声を上げています。変わることを嫌っているんです。

質の向上ってうたっていますけれども、質の向上って何ですか。例えばですけども、ここに井深大さん、ソニーの創始者です。この本。村長、ご存じですか。私がこの井深さんの教育論、相当気に入って参考にしていました。20年前から。ここに書かれているのは、ゼロ歳の大切さなんです。こういうことを公設でも、先生方が研修会とか勉強会とかすれば、当然知識として入ってきます。公設だと甘えさせる。甘えさせて何もしなかった。それは違うと思いますよね。公設でやっても、一生懸命先生方はやっていらっしゃると思います。ただ、こういう知識を得ることによって、少しずつ子どもに対する接し方が変わってくると思うんです。やり方次第だと思うんです。

何か12番議員も昨日おっしゃいましたけれども、民設にして9,000万円が入るからっていう、そういう意識がどうもここに書いてある財源の計画的確保なんて書いてあると、何か民設して9,000万円受けるというのが先に出ていて、子どもは宝だっていうのをみんなが言っていますよね。それだったらどんどん金をかけたらいんじゃないですか。

前、教育経済学の勉強っていうか、お話ししましたよね。覚えていますか、村長。今は国も、世界中にです。スウェーデンなんかはもう先進的にやっているんですけれども、子どもに、小さい子どもに金をかけるっていうのはやっているって、シフトしてきているんです。高齢者から。日本も1対8で高齢者にお金を使っていましたけれども、金に限界があると、どうしてもこっち側にシフトして、特にこのゼロ歳はな

ぜ大切なんだって言うのと、この辺で大体が決まっちゃうんです。

今は大脳生理学とか遺伝学が進んで、これまでに遺伝的要素が強いとされてきた人間の能力や性格が、実はゼロから３歳ぐらいまでに、幼児期に大きく形成されることがだんだん明らかになってきたと。生まれてから３歳頃までの間に、人間の能力や性格はほとんど決まってしまうのですと。これは遺伝よりも教育、環境が優先すると。１４０億の細胞が、７０％から８０％は３歳までに決まってしまうと。こういうものがもう一般的には認知されています。それによって教育経済学のほうもアメリカ辺り、コロンビア大学だったかどうか忘れちゃったんですけども、あの本で、論文として出ています。日本にもその勉強をしてきた先生、中室牧子さん、女の方がいらっしゃるんですけども、その人が提唱しています。

国も子育て支援に金を使うと言っているんで、たった９，０００万円の、たったという言い方はおかしいですけども、これがために民設にするっていう、この説明の仕方、これは何か聞いていて嫌らしいなと思いました。次に始まるキョロロン村の後処理の話ししますけれども、あそこにはもう３８億円ですから、それから何千万も使っていますから、４０億円近い金もう費やされていますけれども、それだったら子どもに使ってほしいなと思いますよ、創意工夫して。だからこの民設、民営に進んだっていう話ばかりじゃなくて、そういう基礎のところをしっかりと把握して、こういうことに、特に教育に関しては。秋山教育長も何か一言言いたいでしょうけれども、民設にするからいいとか悪いじゃなくて、そういう努力が必要だと思います。質の向上なんていうのは、もうやろうと思えばできるんですよ、民設じゃなくても公設でも。ですから、民設ありきじゃなくて、もう一度立ち止まって、西郷村のこの子どもたちをどうするかっていうのをちゃんと考えた上で、動いてほしいと思います。

くまっこ保育園とみずほ保育園、今後、これもプロポーザル方式で公募型でやるんですか。どうなんですか。くまっこみずほは、今、社会福祉協議会が扱っていますよね。これはどういう契約になっているんですか。このときはなぜプロポを使わずに、直接社会福祉協議会に渡したか。そのいきさつと。今後あの保育園はどうなるか、それも知りたいんですけども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

みずほ保育園につきましては、平成２８年４月１日から、西郷村社会福祉協議会へ経営を委譲し、民設民営となっております。くまっこ保育園につきましては、社会福祉協議会で民営化で設置しておりますので、くまっこ保育園もみずほ保育園も２園、両方とも民営化となっております。

○１１番（鈴木勝久君） それは分かっている。

○福祉課長（相川佐江子君） みずほ保育園の民営化した経営委譲につきましては、保育サービスの向上、保育環境の改善、雇用の改善、経営のコストの削減を理由に実施しております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議 します。

（午前 11 時 19 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） そうすると、差ができちゃったらどうなのかなって思うんです。地域差がないようにしていただきたいという、羽太地区はことか、熊倉方面はことかと言って、最初に設定したのはそういう感じで、村民の方々の、保護者の方々の便宜性を図って、北側、南側に何かいろいろ配置をしてくれたと思うんですけども、どこかに集中しないかなっていうので心配で、今、質問したんですけども、議長に関連じゃないって言われたんで、後でしてくれって言うので、じゃ、この民営化のメリットは言いましたよね、デメリットも言いましたね。デメリットは言っていないんですよね。民営化にして悪いということは、だから、これは次の保護者の声として、心配している部分、3 番に入っていきます。

民営化によって、企業体とか、新しく経営母体が変わる、これによって保護者の方は相当不安視しているようなところが多々あると聞いております。その辺について質問していきますけれども、まず、この②のまきば保育園を民営化にすることに賛成ですか。この設問がありますけれども、この設問の前に、どういう知識をそこに入れたかっていう話なんですけれども、先ほど配っていただいたこの資料を、保護者の方に見せて、この質問っていうか、2 番の保育園を民営化にすることに賛成ですかというのを保護者の方にお聞きしたのかな。お聞きしたいんですけども。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

先ほどお配りさせていただきました保護者説明会時の資料につきましては、保護者に配布したのは第 3 回目の保護者会となりますので、アンケートは第 2 回目の保護者会で意見をお伺いしております。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） そのとき、保護者にはどのような資料を配布していますか。または、民営化になったメリット、デメリットを説明した上の質問なのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

まず、まきば保育園民営化に係る保護者説明会を、令和 5 年 12 月 20 日に開催させていただきました。その中で民営化に係る説明をさせていただきました。

内容といたしましては、民営化予定の時期について、民営化する保育園について、民営化を実施する理由について、民営化の方法について、公私連携型保育所のメリットについて、移管する法人の選定方法について、移管先法人との協定に含める内容に

について、民営化に至るまでの予定、スケジュールについて、協定に違反した場合の措置について、なお、参考資料といたしまして、村内保育施設の状況、村内保育施設利用定員等の推移、村立まきば保育園の概要について説明をさせていただいております。その後、保護者の方にアンケート調査を実施しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この資料を見ますと、すぐ渡されて、すぐこのアンケート調査をやって、なかなか理解するのは難しいというのがほとんどでした。もっと言いますと、今の質問というか、説明事項はほとんど民営化ありきに寄った説明なりだと思うんですよ。もう村は民営化の方向に寄っているぞと。公設じゃ、こういうことはできないんだよ、民営化にするということあるんだよっていう方向で、今、説明の話をどういう話をしたかっていうと、そういうふうに取り取れますけれども、まず統計学、村で、前、大事だから誰か専門家雇えっていうか、勉強したほうがいいんじゃないかって、昔、統計学の本を持ってきて言ったんですけれども、こういうアンケートってというのは、その前の資料とか、その前の説明で相当偏るんです。このアンケート内容でも、答えを見るとほとんどが、もうどちらかといえば賛成のほうに向いていますよね。

最初に民営化がいいか、公営、あれがいいかなんていうのは、こんなに極端な差は出ないはずなんです一般的だと。首かしげると、民間がいいって言ってから、課長は首かしげているんでしょうけれども、設問の仕方次第なんですよ、これ。そういうのも恣意性が入るんです。だから公正にやらなきゃならないんです。統計学勉強していますか。していないでしょう。今のやつ誰かに聞かせると、偏っているのが完璧に分かるんです。だから、こういうときは、ちゃんとしっかりしなきゃならないんです。

ですから、この反対している方々、これの少数の意見、これ相当大事に扱わないと、保護者の皆さま方、不安があります。

忘れちゃった。思い出したら後で言いますから、続きまして4番、民営化によると9,000万円です。9,000万が受ける受けるって、何回も、3回も聞かせていただきました、昨日から。これ目的はここにあったんですか、民営化にした目的は。そこから伺いいたします。

この9,000万円を受けて、そのお金をほかに使えば有意義になるんだろうと、そういう思いでこの民営化に走っていったのか、その辺、正直にお答えください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほどからいろいろ、ゼロから3歳までの教育が必要だと、大切だということもお聞きしました。基本的には公と民、そんなに差はないと思います。今回は公が基本的なルールは当然なんですけれども、民の活力、多様性、そういったことを考えてやろうということで、その上で公設、公私連携型ということで、最後まで村が面倒を見るということでもあります。こうした一方で、先ほどから、昨日からもありますけれども、9,000万円の財源が確保する、その確保した財源は、子どもたちに充てるという

ことでありますので、両方、いいとこ取りという考えをしておりますので、その辺はご理解していただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） お待ちください。

ただいま14番大石雪雄君が着席いたしました。

それでは、11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 子ども・子育て支援法、これにいろいろなやつ、今回調べてこなかったから分からないんですけれども、いろいろな提案というか、いろいろなお金がついていると思うんですけれども、そちらのほうは勉強なさったのか。また公設でもこういう、ここで9,000万円あるって言いましてけれども、そういう金を国から、県から持ってこれられないのか、県ももうつくっていますよね、こどもまんなか何とかっていうあれつくりましたよね。こどもまんなか何だっけかな。県もそれで動き出しました。村も本当はそういうものをつくっていなきゃならないですよ、もう。つくってあるんですか。こどもまんなかのあれに対して。

○福祉課長（相川佐江子君） あるんですけれども。

○11番（鈴木勝久君） しましたよね。

○福祉課長（相川佐江子君） まだ第1期こども計画を策定中。

○11番（鈴木勝久君） やっている最中。

それで、村長にはそのとき、お金と人をより多く配置してくださいって話もしたんです。一人も増えていないと言ったんですけれども、じゃ、口で言っているんだけれども、やる気がないのかという話になっちゃうんですけれども、やっぱり予算と人を張りつけて、本当だったら、ああ、これから一生懸命やるんだなって体制があるんですけれども、口で言っていて予算つけないと駄目なんです。

国が一生懸命やって、これ9,699万9,999円。これが国と県から出るっていうことなんですけれども、これでやってもいろいろ予算で出ると思うんです。話聞いていて、ここでしか出さないって言っているんですけれども、あと、不交付団体ですか、地方交付税の中に入っているときにお話ししましたけれども。それだけ自由に使えるお金があるんでしたら、この子育てに、村長、振り向けて使っていただきたいと思うんですけれども、9,000万円以上、村で枠、要素はないんでしょうか。9,000万円以上捻出できないんですか。村で今の状況で。来年度予算、これからつくるんですけれども、9,000万円ぐらい、子どものために捻出できないんでしょうかって、お金を。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

子どものための財出は、これは考えておりますし、全体的で見て、これが9,000万円が財源捻出できるということ。そういうことが分かったものですから、これをさらに子育て支援に充たしたいということでありますので、その辺の理解をしていただきたいなと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 大変、ずるずるしちゃってすみません。焦っています。

5 番協定書にいきます。

協定書、まず、この協定書の中には信義誠実の原則等って書いてありますけれども、これは西郷観光株式会社の協定書にも信義誠実の原則って書いてありますけれども、これ履行できないですよ。何でこんなの協定書の中に入るのかなと思うんですけども、常に。これは当てにならない。今の日本人には大変大切なことなんですけれども、当てにならない。こんなものを協定書に何で書くのかっていうのが、疑問があったんですけども、細かいことを言っておきます。定員 1 6 5 名、これ検討の余地があるんですけども、どこまで拡大できるかということなんですけれども、この辺のお話しされていますか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

現在の村立まきば保育園の利用定員は 1 6 5 人となります。利用定員を増やすためには、施設基準と保育士配置基準をその人数に適合したものにしなければなりません。これは公立であっても、民間であっても同じ基準となりますので、現段階におきましては利用定員を増やすことは、現実的に困難であると考えております。

民営化後は 1 6 5 人という利用定員を継続することとしております。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 内容的には、これどうにかできるということを書いてあったんですけども、これはでも協議の上はできるんですよ。

続きまして、開園時間の変更。これは変えることができるんですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

開園時間の変更とは、原則は現在の村立まきば保育園の保育園開園時間を継続することとしております。開園時間は、村内認可保育園全てが同じ保育時間としております。なお、必要があると認めるときは、村と平成会、大和会で協議の上、変更することができることとしておりますので、三者協議前に、対子ども、保護者、職員の意見を聞いた上で、協議を行ってまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 次に、昨日も言いました生後 6 か月、これ、何か話が進んでいないみたいですけども、進めてください。

次にいきます。

障がい児保育の集団活動に適應できる幼児とは、どういうことなんでしょうか。障がい児等の集団生活に適應できる状況とは。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

障がい児は日々保育所の集団生活に適應できる乳幼児とすることの部分についてのお尋ねでございますが、日々の集団生活の中で、子どもたちが生活習慣を身につけた

り、ルールやマナーを守ったり、コミュニケーション能力を身につけたりすることができるよう、保育士が子どもたちに関わっていただいております。

しかし、中には障がいを持つ子どもさんもあります。障がいのある子どもも、持っていない子どもも平等に保育を受ける権利があり、また健常児とともに集団生活になじんでいくことで、子ども一人一人が持つ特性を伸ばし、その子どもが社会に出たときに、その子どもが持つ特性に合った集団生活ができるようにする場所でもあります。

しかし障がいの程度、子どもの状況などを保護者の方からできる限り詳細に聞き取り、必要に応じて関係機関の内部、障がい担当であったり、乳幼児健診、健康関係担当の者であったりへの児童への聞き取りを行うなど、集団保育に適応できるかの判断をさせていただきます。なお、村内保育所におきましても、可能な限り保育士の配置、保育環境にご配慮をいただき、障がい児保育の受入れを行っていただいている保育園もございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） だから、ここでもちゃんとその障がい児を受け入れる体制はできているってことですよね。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおりでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 運営経費等の3番便宜に要する費用とはどういうことでしょうか。10の運営経費等の③便宜に要する費用。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

保育において提供される便宜に要する費用といたしましては、保育に必要な絵本代などや保護者会費がございます。また、3歳から5歳児につきましては、副食費も入ります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 最後、大事なところなんですけれども、この無償譲渡、次の質問とかぶるところです。

この無償譲渡、なぜ無償に譲渡するのか。この辺はなぜするのか、その説明をお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 鈴木勝久議員の再質問にお答えいたします。

なぜ無償譲渡するかということでありまして、今回のまきば保育園民営化につきましては、児童福祉法第56条の8に規定する公私連携型保育所方式により行うものでありますが、この方式は自治体と設置運営主体である選定法人とが連携して、保育園を運営するものであります。

土地、建物、公有設備の無償または廉価での貸付け、譲渡を可能とし、設置の支援

をする一方で、人員配置や提供する教育、保育など、運営に村が深く関与し、適正な運営を行うものであります。村と法人は協定を締結して、確実な実行の担保を図るものであります。

まきば保育園の園舎等の無償譲渡ですが、まきば保育園の園舎は建築より相当年数が経過しており、経年劣化している箇所もございます。今後、修繕等の必要な箇所も多くなることが予想されますが、公私連携型保育方式により無償譲渡することで、譲渡した施設等の修繕や改修等については村の許可を得た上で、選定法人の負担と責任において適時適切に行うこととしております。

なお、大規模な修繕が発生した場合には、民間施設の場合、国・県の財政負担を受けることができます。このことから公私連携型保育所方式による民営化により、保育運営に係る村の関与を担保し、これまでの村立まきば保育園の保育の継承を図りつつ、さらには今後発生するであろう施設改修における村財政負担軽減を可能とするため、無償譲渡という方法を選択させていただきました。なお、協定書、無償譲渡契約書の中でも説明させていただいた部分を記載しております。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今度は資料5、私有財産譲渡契約書の中に、契約解除及び返還特約と損害賠償、有益費等の請求権の放棄がありますけれども、この無償譲渡した場合、要は相手方が違反した場合、どのようになるかっていうところなんですけれども、違反した場合っていうのは、誰かに又貸ししちゃったり、これを担保に何かお金を借りたり、もっと言えば、この会社が破産した場合、その物件をもう担保に入れて破産した場合とか、いろいろ状況があると思います。

私たちはその最悪の場合も考えなきゃなりません。この辺の譲渡契約書、破産、違反、逃げた場合、こういう場合、大丈夫なのかっていうか、どういう契約の内容になっているか、説明願います。

誰が契約、これ締結したのですか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

11番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番鈴木勝久議員の再質問にお答えいたします。

契約書第7条では用途を指定しており、保育所以外に使用してはいけないことを定めております。第8条では、相手方が勝手に本物件を廃棄、滅失、所有権の移転をし

てはいけないという譲渡等の禁止を定めております。第9条では、本物件に抵当権を設定する場合は、村の許可が必要であると定めております。これを受け、第10条で第7条、第8条、第9条に違反した場合には、契約解除と返還を請求できる規定を定めております。

議員をおただしの相手先が倒産した場合などはどうなるかということですが、この契約書により建物に付随する権利は、村の同意がなければ設定できず、万が一倒産した場合でも、契約書に基づく村への返還が優先されることになります。なお、返還となった場合は、相手方はこの物件の買取りは請求できないものとしております。

まきば保育園にかかわらず、全ての保育園に言えることで、西郷村の子どもたちを守るべく、破綻等の最悪の場合、議会の皆様方にも相談しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この11条に損害賠償等ございます。返還されるのは物件の返還は分かりました。ただ、村に損害が発生した場合、それで相手方が破産した場合、この場合はどのような措置を取るのでしょうか。

11条の損害賠償について。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後1時03分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時07分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 午後1時30分まで休憩いたします。

（午後1時07分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時30分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

11番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番鈴木勝久議員の再質問にお答えいたします。

契約書11条、村に損害を与え、かつ経営を放棄した場合、損害については契約に基づき賠償請求をしていくこととなります。建物については村に返還となるため、状況によっては給付費の差止めを行い、新たな事業者が見つかるまで村が責任を持って運営してまいります。このことから、保育園につきましては、先ほども申し上げましたとおり、村が責任を持って継続できるよう努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村の責任の所在、分かりました。

ただ、もう一つは、そこで損害を被ります。費用が発生します。それを逃げた業者、それにどのように賠償請求をするのかというまで聞いたかったんですけども、そこはなかったようなんで、もう一度お聞きします。

（「議長、止めてくれないかな」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午後1時32分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時32分）

○議長（真船正晃君） 答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

そのようにならないように努めてまいりますけれども、あった場合には、しかるべき措置を取って対抗していく所存であります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それでは、あと残り14分になりましたので、2番のほうにいかせていただきます。

西郷村第三セクターの経営の総括と、その後の過程、経過についてでございます。今回の議案にも国からの土地の買上げの件については議案に載っておりますので、省略させていただきますが、何しろ時間がないものですから、私、この件について相当前から百条委員会からも関わっておりますので、もう10年以上、ここに関わっております。

令和3年に総括とって、村からの、何ていうんですか、西郷村第三セクター経営の総括報告についてと、令和3年6月2日にしていただいたんですけども、その後にいろいろの紆余曲折というか、変遷があって、土地を買取るとか、そういうものがあってきたわけでございます。もう一回、私、見直してみたら、これ外からもう一回見ますと、開業当時から村長の権限というのはすごい強いわけです。責任が。社長をやっていたっていうのはありますけれども、社長を退いても村の権限、特に村長の権限というのは非常に強くなっております。それは協定書等々を見ても明白でございます。

今の続きからやりますと、村に返還されるというのが前提なんです。それで継続する。この今の保育所の経営の継続性、これと同じことをこの西郷村家族旅行村管理運営に関する基本協定書と西郷村温泉健康センターの管理運営に関する協定書、ここにも載っておりました。施設等の引渡しの損害賠償もあるんですけども、32条に、これが倒産した場合の話なんです。家族旅行村の施設、設備及び備品を甲の指定する

期日までに原状に復帰した上で、甲に引き渡さなければならないと。乙は西郷観光です。甲は西郷村の処理に要した費用を負担しなければならない。だから西郷観光がその費用を負担しなければならない。

ということは、ちゃぼランド、キョロロン村、家族旅行村、両方とも村に返還しなさいということをやっているんです、この協定書では。それなのに村はお金を出してこの施設を買い取った。譲渡記録とか何とか、もう担当課とやったんですけども、機構改革によって、担当者、産業振興課ですけども、この第三セクターに関わった人が一人もいないんです。みんな新しい人。こっちがこうだった、ああだったって説明するしかないんです。だからこれも総括して新しい段階に踏み込む、もう踏み込む段階に入っていますから、最終的にこの責任の所在、第1に書いてありますけれども、この責任の所在をはっきりして、村長、解決しなきゃならないですよ、これ。村長、手を上げたんですから。

指定管理制度を、なぜこの倒産した会社に、まず委託したかって、ものすごい問題なんです。平成十五、六年に、当時の村長が債権機構によって、東邦銀行、常陽銀行、それに大成建設の再建を放棄させた。ここで社長は失格なんです。普通の会社だったら倒産しちゃったんだから。だから、社長交代まずしなきゃならないのに、当時の村長は平気な顔をしていた。これで信用失墜です。もっと言えば、そのとき議会は不信任案ぐらい出して、村長を辞めさせるぐらいの責任はあったはずなんです。ただ、そこで私は借金を棒引きさせたっていう、何か訳分からない普通の常識、一般の企業の経営者だったら、この人何も会社経営を分かっていないなっていうぐらいで、それで継続していたんです。まずここに問題があるんです。そして、社長が指定管理で、また同じ失敗した会社を雇用した。契約を結んだんです、新たに。構造的にもっとすると、まず建物費用、これ普通だったら10年返還で返済しなきゃならないんですけども、これはほとんど村負担。これ、昨日打合せしたんですけども、これ最初からもうからない構造になっているんです。

これは売上高に対してキャッシュフローの比率を30%で計算すると、年間4億円ぐらいの売上げがないと無理。これ商圈を見ると、東京の商圈を持たなきゃ駄目。もっと言うと食材費、35%ぐらいのやつを43%。光熱費1客あたり200円のやつを、これだと何ぼになっているんだ、三百何ぼになっているのかな、光熱費は。それに風呂は当時600円、100円は税金だったため、1人当たりのコストが455円。実際は、売上げは1人当たり260円。260円お金をもらって、445円の経費をかけて入らせた。人件費なんかもそうなんですよ、普通売上げ全体の20%なのに、ここは38%って。構造上で絶対にここは1,500万円以上割いて、それも指定管理料5,000万円以上です。7,000万円の時も8,000万円の時もある。そういう異常な状態で続けさせていた責任っていうのは、これ、本当に村長にあるんです。あと、当時担当していた担当課長。

これを歴然と永遠と繰り返してきたのが現状なんです。やっと決断をつけて、これはもう無理だといって高橋村長になって、これは無理だとなって諦めたんですけど

も、それまではどこかの施設を、さっき言ったように、民間やらせるみたいな話になって、民間はもうからないところに入ってきませんから。だから、それでずるずる来たというのが、今回の、細かく言うと大変です、私を感じたものです。

簡単に言います、この指定管理制度、この破産した会社、破産させた社長の下で、この制度を用いてやったという、この意味と、この件に対する責任所在、どこにありますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番鈴木勝久議員の西郷村第三セクター経営の総括とその後の経過ということで、債権放棄を依頼している企業を指定管理制度の件でありますけれども、債権放棄が行われた企業に、なぜ村で指定管理者として選定したのかというおたけですが、令和3年2月16日に開催されました全員協議会において、西郷村甲子地区における西郷村第三セクター経営についての総括報告及び温泉健康センター等施設の状況についてということで、同様の質問が出ておりますが、西郷観光株式会社は、平成15年に債権が金融機関から整理回収機構に譲渡され、平成16年に企業の債権放棄により債務処理が行われています。

キョロロン村及びちやぼランド西郷は、村民の憩いの施設として、長年愛着を持たれ、村のシンボルとも言える施設であったことから、事業を廃止するわけにはいかないということで、平成18年に指定管理という制度を活用して、事業者の選定がなされております。指定管理については、西郷村公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例及び西郷村公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則に基づき候補者が選定されたということでございます。

公募に当たり、何社か説明を聞きに来たということでありますが、実際に手を上げたのが1社のみで、西郷観光株式会社が指定を受けたということであります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この指定管理の要件に合っていないんです、本当は。それを無理くり入れたっていうのは問題ですけども、その前に村長、その施設等の引渡しに、32条等の話をしたんですけども、これ協定書に書いてありますから、西郷観光も温泉健康センターは当然ですけども、備品等、備品を指定管理で買った場合には報告せよ。報告が一切なかったと聞いていました。ということは、西郷村温泉健康センターの備品は全部西郷村のものです。それをもう売り払っちゃった。そうですよ、不思議がってますけれども。西郷村の所有物なんです、備品も。備品は23条に書いてありますから見てください。間違っただけは勘違いしたんです。備品も、あれも西郷村で買っていますから。12億円の次、だから最初の建設のとき14億円かかっているんです。12億円の建設費で14億円。それにプラスして後から7,400万円払っているんです。それを備品に充てているんです。だから、なぜあのとき、備品台帳をちゃんと出してくれなかったか、西郷村でつけていなかったんです。

両方とも西郷の所有物です。これを読むと、協定書を読むと。そういうことなんで、もう一回、もう1分しかなくなっちゃったんで進めませんが、もう一度これ、みんな

で、担当課と私たちでもう一回検証しないと、これ責任の所在が分からなくて総括は難しいと思います。相当の損害を与えていますから、西郷村に、税金を。そういうことで、これを引き続きやっていきたいと思うんですけれども、村ももう一度、1名専門担当員をつけて、もう一度総括をやっていただかないと、損害を相当発生しています。これから建物を買って、前に進んでいくのも分かります。ですけれども、この前に使った責任の所在、6月分も支払いをもらっていない、私は5月分からだと思うんですけれども、そういうやつも含めて、相当この中のものをもう一度吟味して、総括していただきたいなと思います。

時間が終わりましたので以上で終わりますけれども、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 着席願います。

○11番（鈴木勝久君） 基本的に協定書の中には、継続するというのをうたっているから、指定管理が悪さしても継続する。継続するのは、それは現物のものはみんな返還しなさいということで、協定書に書いてある。

○議長（真船正晃君） 再度申し上げます。着席願います。

11番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

次に、通告第5、1番小澤佑太君の一般質問を許します。1番小澤佑太君。

◇ 1 番 小澤佑太君

1. 教育行政について
2. 一般行政について
3. デマンド交通について

○ 1 番（小澤佑太君） 1 番、参政党の小澤佑太です。通告に従い、一般質問を始めます。

まず、教育行政で、学用品リユースについてですが、まず前提として副教材について伺います。

令和 5 年 9 月議会でも、小・中学校の副教材費の無償化について一般質問させていただきましたが、義務教育は全ての子どもに平等に学びの機会を提供する制度であり、教科書は無償配布されています。しかし、授業で必要とされる副教材、ワークブックや資料集などは保護者負担となっているのが現状です。副教材も教科書と同様に学習に不可欠であり、義務教育の理念からすれば無償化されていないことに疑問を感じます。

もちろん、学習の質を高めるためには副教材が重要であることは十分理解していますが、現実的に保護者にとってはその負担が大き過ぎるという現状もあります。副教材の購入は義務であり、ほかの選択肢が与えられておらず、このような状況下で保護者として本当に必要な教材であるならば、副教材などと言わずに教材と併せて、なぜ国や自治体が購入しないのか、そもそも副教材が絶対になくてはならないものではないから、教材というくりにしないのではないのでしょうか。

まずは、本当に副教材が必要なものであるのかどうか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 1 番小澤佑太議員の一般質問にお答えいたします。

質問第 1 でございます。副教材の必要性についてお答えいたします。

学校では使用する教科書以外のドリルやワーク、またテストなどの補助教材につきましては、各学校で教材選定委員会を開催し、その有益性や保護者負担を考慮しながら選んだ上で、学校長が教育委員会に届け出るようになっております。学習効果の向上に見込める補助教材は必要であると考えます。

教材選定委員会では主に 3 つのことを意識して選定しております。1 つ目は、教材の量や使用時間など、児童・生徒の実態に合った教材であること。2 つ目に、授業で必ず活用するものであること。3 つ目としまして、前年度と比べて価格が高価にならないことなどを意識しまして、学習効果の向上が見込める補助教材を選定しております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君の再質問を許します。

1 番小澤佑太君。

○ 1 番（小澤佑太君） 副教材は必要ということで、教材についても各学校で教材選定委員会を開催して、学習効果の向上が見込める補助教材を選んでいくということですが、この教材選定委員会も副教材を使う前提で開催されていると思うんです。本当はその前に副教材なんてなくても、学校の教科書だけでどうやって効果的な学習ができるの

かという検討委員会を開催する必要があると思います。でも、それをしないのは前提として副教材が必要だからだという認識でいいと思います。であれば、副教材は絶対必要、イコールもうそれは副でも何でもなくて、教科書同等に必要な教材ですよということ。これが本当に授業の学習で必要であるならば、義務教育中に必要な教材でありますので、村が負担するべきだと思います。また、村負担が難しい場合は、デジタル教材での代用や学用品のリユースなどするお気持ちがあるか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 小澤議員のご質問にお答えします。

副教材ということで、村の負担等でできないかということ、また、リユースです。そういったものもできないかということですが、教育委員会としましては、村としてお道具箱、あるいはヘルメット、それから防犯ブザー、ファイルなど共通的に活用するものについて村で一括購入しております。また、ひとり親など、経済的に困窮している家庭におきましては、就学援助制度によりまして、学用品、あるいは補助教材の購入の支援を行ったりしております。そのほかにも国語辞典などは家庭にあるものを使っていただく、あるいは学校の図書館にあるものを、常備しているものを使用するなどしております。

また、学用品のリユースとしては、小学校で活用している水彩絵の具セットやあるいは習字セット、裁縫セットなど、そういったものの活用です。中学校で活用ができるものは活用していただく学校もございます。また、リユースとして、運動着なども保健室等で活用している学校もございます。そういったことで、できるだけ負担のないような取組を進めるように進めているところでございます。

また、議員をおただしのとおり、1人1台タブレットということで、様々ドリルが入っておりますので、そういった端末に備えられていますドリルを活用して、個別の学習や授業で活用するなども、今後、副教材の有益性、そういったものも考え、また保護者負担等を考慮して選定するよう、校長会等を通じて、引き続き周知徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 副教材費の有益性や保護者負担を考慮して選定するよう、周知していただけるということです。私は別に保護者負担がなくなるのであれば、副教材はあろうがなかろうが、何を使ったっていいと思っています。ただ、義務教育中の教材は、少しでも保護者負担にならないような仕組みで教育を進めてほしいと思っています。これは学用品も同じで、小学校であれば6年間、中学校であれば3年間、その期間で毎日フル稼働するような学用品はもちろん消耗品ですので、保護者負担でも構わないと思いますが、それ以外の年間数回しか使わないものや限定的なものは、そもそも必要なのかという問いを常に持って、購入が必要なのかという見直しを図っていただきたいと思います。

その中で絶対必要な学用品や使い回しできるような副教材は、学校や村サイドでも

リユースという概念を持って対応を検討していただきたいと思います。今はSDGsの時代ですから、何でも買って、使い終わったら捨てればいいという価値観は義務教育中から徹底してなくしていただきたいと思います。

教育長から先ほど答弁いただきましたので、副教材の無償化や学用品リユースをしようと思ったら当然財源が必要となりますので、子育て支援に力を入れているとおっしゃっている村長へ、その辺りの考えをお伺いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1番小澤議員のご質問にお答えいたします。

小澤議員の気持ち、本当に伝わりました。今ほど教育長お話ししましたように、これまでは学校教育の支援の充実として、就学旅行費軽減補助金、小・中学校入学祝い金、中学校英語検定補助金の支給等、給食費の無償化を行っております。さらには、子どもたちが将来、国際的に活躍できるよう、英語力を身につけてほしいという思いから、ALTやタブレット端末を活用したオンライン英会話の導入など、今後も児童・生徒の学びの意欲の向上に努めてまいります。

令和5年9月の議会でお答えしましたとおり、受益者負担を求めるところではございます。しかし、今後も子育て支援については、議員おただしの件も含めて検討してまいります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） ぜひ検討していただいて、必要なら保護者からアンケート調査してみたいと思います。

私の娘も来年中学生になりますが、入学準備だけで10万円以上かかります。村から入学祝い金3万円が頂けますが、全然足りていないのが現状です。なので、副教材の無償化にノーと言う保護者は絶対いないと思いますので、十分検討していただきたいと思います。

ただ、給食費の無償化もしていただいているので、あまり強くは言えませんが、それでも物価高騰の影響等ありますので、義務教育中の教育の在り方みたいなものも今後見直し、検討していただきたいと要望して次の質問に移ります。

AI技術を活用したAIドリル導入についてですが、まずGIGAスクール構想により、全ての小・中学生にタブレット端末が配布され、ICTを活用した学びが進められています。この取組は生徒一人一人の理解度に応じた個別最適化された学習を可能にし、学力向上に寄与することが期待されています。

しかし、効果が具体的にどのように表れているかが気になるころではあります。例えば、高校受験における第1希望校への進学率は、GIGAスクール構想の導入以前と比較してどのような変化が見られるのでしょうか。また、生徒がタブレットを活用する中で、学習環境の格差や使用状況の違いが進学率に影響を与えているのではないかと考えます。GIGAスクール構想によるICT導入が、高校進学における成果にどのように貢献しているのか、村内中学校の高校受験第1志望の合格率について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 小澤議員の一般質問にお答えいたします。

昨年度の高校受験の状況として、第1志望校合格率の質問でございます。

各中学校におきましては、全職員が生徒の心に寄り添った進路指導を常に意識し、生徒の可能性を伸ばし、生徒が希望する進路を実現する一助となるよう支援しているところでございます。

議員おただしの昨年度の高校受験における第1志望合格率につきましては、3校の平均で約97%という結果でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 平均97%ということで、ただ必ずしも最も行きたい学校ではなくて、現実的に合格可能性が高い安全圏な学校を選ぶことも多いと思いますし、進路指導の中で、生徒の学力や内申点に基づいて、志望校の調整ももちろんある中での数字だと思います。

今後はGIGAスクール構想の影響で、安全圏ではなく、ワンランク上の本当に挑戦したい学校選びをするためにも、個別最適な学びを実施していく必要があると思います。そこで、我が村の小・中学校に導入されている学習者用ドリルの状況について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 小澤議員の一般質問にお答えいたします。

学習者用ドリルの状況についてでございます。

教育委員会では、令和2年度より1人1台タブレット端末や、電子黒板などの機器を導入し、村のGIGAスクールを推進しております。授業での活用に加え、家庭でもタブレット端末を用いた学習ができるよう、積極的に取り組んでおります。現在、学習したタブレットドリルにつきましては、令和3年度より全児童・生徒のタブレット端末に、各主要教科の約7万の問題や、苦手対策に対応した解説動画が用意されております。学習履歴はウェブサーバー上に登録されておりますので、いつでも、どこでも振り返り学習や予習が可能です。

しかし、導入当時には、AI機能を有するドリルソフトは販売されておらず、現在のタブレットドリルにはAI機能は有しておりません。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） AIは導入されていないタブレットドリルということで、私もこの質問のヒアリングを聞いて、実際に娘のタブレットドリル使ってみたんですが、本当にすばらしくて少し感動しました。小・中全学年の主要教科の約7万の問題と、苦手対策に対応した解説動画を使えば、テストの代わりや理解度の把握もできそうなので、このタブレットドリルを有効活用できれば、個別最適化や教育のベースアップが可能になると思いますが、やはり今後は教職員の負担も鑑みれば、AI技術の活用が必須だと思います。

そこで、AI技術を活用したタブレットドリルの導入を検討されているか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

議員おたしのとおり、教育の機会均等を図るというためには、教育のベースアップは不可欠だと考えております。変化する時代に対応した学校教育が児童・生徒の力を育むことにつながると考えております。

児童・生徒の学習レベルに合わせて課題を提供するA Iドリル、この教材は学習者のレベルに合わせた問題の出題や理解が進んでいる場合には、より高度な学習問題を出題することができるなど、個々の学習理解に応じた誰一人取り残さない個別最適で協働的な学びが可能となります。

令和7年度は、次期G I G A端末入替えに向けた準備をいたしております。児童・生徒一人一人が主体的に学ぶ、そして学びに向かう、そういう力を育てるA Iドリルを、活用を含めまして、複数のドリル教材の選定を実施いたし、また、A I機能や高校入試レベルの問題等に対応できるなど、児童・生徒にとってよりよいものを選択してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 私は中学校で教育に取り残されましたので、教育長がおっしゃるとおり、誰一人取り残されない教育に向けて個別最適化が図れるよう、ぜひ導入していただきたいと思いますが、村として予算等も含めて、村長の考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほど教育長の答弁で、誰一人取り残さない教育を実現し、全ての子どもたちの個別最適な学びや協働的な学びが実現できるよう取り組んでまいりますとありましたが、私も全く同じであります。

現在もこどもまんなか社会の構築を進めているところであります。その一つとして、次期G I G A端末入替え時には、教育委員会からの説明を受け、前向きに、積極的に検討してまいります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 前向きに検討していただけるということで、教育委員会のほうからもしっかり要望していただきたいと思います。

また、こういったデジタルが有効活用できると、先ほど質問した副教材費やテストや教育の在り方も変化していくと思いますので、セカンドG I G Aの波に、村も柔軟に対応していただいて、こどもまんなか社会の実現と、子どもたちの理想実現に寄り添えるような環境構築を目指していただきたいと要望して次の質問に移ります。

一般行政についてですが、成人式について伺います。

まず、成人式は新成人を祝福し、社会への第一歩を歩み出す節目の行事として重要な意味を持つと認識しています。しかし、現状の成人式典は、同窓会や再会の場としての側面が強く、本来の意義が薄れつつあるのではないかと感じています。式典を通じて、新成人が大人としての自覚を持ち、地域社会や社会全体の一員としての責任を

意識する場となることが求められるはずです。

私も今年成人式に来賓として参加させていただきましたが、その中で強く感じたことが幾つかあり、特に式典中の祝辞が多く、内容も形式的なものが多いなど感じました。このような構成では、新成人にとって一方的な場となり、式典の意義を十分に伝え切れていないのではないのでしょうか。

そもそも村として成人式典の意味合いをどのように捉え、どのような目的を持って実施されているのか、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1 番小澤議員の成人式についてのご質問にお答えいたします。

今ほど祝辞とか、形式的であるというお話もいただきましたけれども、今、実行委員会が子どもたちでやっていた中、そういった式になっております。

議員おただしのありました成人式典の意義についてお答えさせていただきます。

まずはここ何年かの成人式で私が感じたのは、式に臨む成人者たちの態度が非常に立派ですばらしいことであると思っております。昔、一時期、成人式に臨む若者たちの態度が社会問題化し、成人式そのものの在り方について問われていることがありました。しかし、本村ではそんなことはなく、実に厳粛でありながら親しみのある式典になっていると私は思っております。

成人式式典の意義であります、議員おっしゃるように新成人としての自覚の場であることはもちろんのこと、ふるさとである西郷村を意識してもらう機会になってほしいという思いもあります。しかし、それは成人式の式典だけではなく、式典で会う友人たち、それを祝う家族や地域の方々、そういった様々な方たちの触れ合いや、そのときの景色、それらを含めて、ふるさと西郷村への思い、郷土を愛する心を新たにす志を果たして、いつの日にか帰らん、山は青きふるさと、水は清きふるさと、再確認する機会にしていなければならないと思っております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） ふるさとである西郷村を意識してもらう機会になってほしいという村長の思いは私も同感ですが、ただ時代の流れとともに変化して、成人式典も、今後、検討していかなければならないのかと思います。というのも、やはり物価高騰などの影響で、生活が苦しいであろう若者世代が成人式への参加費用も負担になるでしょうし、特に県外の上京組は帰省費もかかります。これらが新成人の出席率に影響を及ぼしていると思いますが、令和以降の成人式の出席者数の推移とその推移をどのように捉えているのか、また、今後の成人式の在り方について伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 1 番小澤佑太議員のご質問について、令和以降、5 年間に開催した際の毎年該当者数、当日出席者数及び出席率についてをお答えいたします。

令和最初の開催である令和 2 年は 2 1 5 名の該当者に対し、1 5 5 名の出席、出席率として 7 2 . 1 % でした。令和 3 年は、新型コロナウイルスの影響により開催を

11月に延期した経緯もあり、245名の該当者に対し、114名の参加、46.5%の出席率にとどまりました。令和4年は229名の該当者に対し、166名の参加、72.5%の出席率、令和5年は239名の該当者に対し、165名の参加、69.0%の出席率、令和6年は216名の該当者に対し、151名の参加、69.9%の出席率でした。

このように過去5年の出席状況を見ますと、コロナ禍を見ても7割前後の出席があり、ほぼ横ばいの状況となっております。これまでも恩師のビデオメッセージに、村の歴史を紹介する動画や、卒業アルバムの動画を見られる会場を、文化センターからグランドエクシブ那須白河に移すなどの取組を行っているところですが、出席者にとってより魅力のある成人式となるよう検討していくことが必要であり、出席者で構成される実行委員とより協議を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） コロナ前後で出席率約7割ということで、個人的には9割近くの方が出席しているのかなとずっと思っていたので、少し驚きの数字です。出席されない方は理由はいろいろあると思いますが、現代っ子はコスパだとかタイパだとか、式典の魅力だとか、いろいろあると思います。

先ほどの答弁の中で、出席者で構成される実行委員とより協議を図りながら進めてまいりたいとありましたが、成人式開催に当たり、実行委員会の意見はどのように反映されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 1番小澤佑太議員の再質問にお答えいたします。

実行委員会は、募集により例年出席者から4名程度、今度の令和7年の開催においては6名の方が委員を務めております。実行委員会では、式典内容や、式の進行の調整、司会など、当日の役割分担、記念品の検討や決定などを協議いただいております。委員より提案のあった内容は、予算等々調整の上でできる限り反映しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 予算と調整の上でできる限り反映しているとのことですが、過去に実行委員会からの要望、意見等でどのようなものがあったか伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 小澤議員の再質問にお答えいたします。

過去の事例となりますが、民法改正により18歳が成人となったため、成人式の名称をどうするかという検討をする際に、20歳の成人式という意見をいただいて、現在もその名称を使っております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 成人式の名称を意見いただいて決めたという答弁ですけれども、

最近の子たちはもう本当に空気を読み過ぎると言いますか、予算的に無理ですと言われてしまうだろうと考えて、多分言っても実現できないだろうとか、式典を開催してくださる大人への気遣いとかがあると思うんです。本当だったらサプライズゲストで有名人呼んでみたいとか、ビデオメッセージをもらいたいとか本当はあると思います。その辺のニーズ調査も含めて、成人式典のアップデートも今後検討していただきたいと要望して次の質問に移ります。

次に成人式典のオンライン中継についてですが、成人式は先ほども述べましたが、新成人にとって人生の大きな節目であり、家族や地域社会にとっても祝福すべき重要な行事です。しかし、現状の式典では参加者が新成人に限られており、保護者や祖父母が直接その場に立ち会えない現状があります。

そもそも会場のスペースは限られていて、遠方に住む家族、高齢の祖父母にとっては物理的に参加が難しいことも、地域で祝福するという意味では課題の一つでもあると思います。

そこで、式典のオンライン中継を導入することで、家族や地域住民が成人式を共有できる機会をつくることができ、物理的な距離や体力的な制約に関係なく、家族だけでなく、地域住民もどこからでも新成人を祝うことが可能になります。また、録画配信を併用することで、当日視聴できなかった人にも、後日アーカイブを見てもらえるようにするなど、こうした中継が地域の魅力発信や地域活性化につながる可能性もあると思いますが、成人式典のオンライン中継を導入するお気持ちがあるか、伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 1 番小澤議員のご質問にお答えいたします。

直近の令和 6 年の式典におきましては、出席者の保護者向けに会場の別室で中継映像の放映を行っております。また、参加者に対しては専用の QR コードを配布し、式典当日の写真をホームページから見られる取組を行っております。

議員のおただしのありました式典のオンライン中継につきましては、ご家族の方々に成長した姿を見ていただく機会や、地域の方々に式典の様子を知ってもらえる機会の創出につながるものと思われま。

導入に当たりましては、撮影機材の調整、映像の悪用を防ぐために視聴者、対象者の限定といった放映方法の在り方を考慮する必要がございます。また、撮影カメラに映りたくない出席者も想定され、入念な配慮が必要になると考えられますが、よりよい成人式になるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） このご時世なので、映像の悪用だとか、プライバシーとか、いろいろ問題や課題はあると思いますが、答弁にもあったように、視聴対象者を限定してオンライン中継するなど、十分検討していただいて、その上でぜひ実施していただきたいと思います。

また、地元企業から協賛金を募ったり、会場内に有料のカメラ席を設けて、保護者

が新成人の姿を近くで撮影できる特別席を事前予約制で提供し、収益化する仕組みをつくることで、会場の運営費用の一部や、実行委員会の要望に対する予算として補填することも可能だと思いますので、そのあたりも検討した上で、成人式典の充実化を図っていただきたいと要望して次の質問に移ります。

最後に、デマンド交通についてですが、まずデマンド交通は必要なときに、必要な場所へ移動できる柔軟な仕組みとして、公共交通が不足している地域で、特に高齢者や車を持たない住民にとって通院や買物など、日常生活の移動を支える重要な役割を果たしており、生活の基盤を支える欠かせないインフラであると言えます。

令和6年10月より本格的に開始したデマンド交通ですが、現在の利用状況と年齢層別利用者数と事業費について伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 1番小澤佑太議員のご質問にお答えいたします。

デマンド交通は、今年度9月をもって3年間の実証運行を終了し、10月より本格運行に移行いたしました。

利用状況としましては、本年度10月末時点の登録者が717人、本年度4月からの予約数は月平均で1,250件、1日当たり約40人となり、昨年度と比較して登録者数、乗車人数ともに増加しております。

利用者の年齢構成は、ゼロから17歳が3%、18から24歳が3%、25から39歳が3%、40から59歳が6%、60から74歳が17%、75歳以上が68%となっております。

目的地としましては、多い順に、イオン、白河厚生病院、かねこクリニックとなっており、分類別の割合は多い順に、医療機関が53%、商業施設が29%、公的機関が9%、その他施設が9%となっております。

事業費につきましては、利用者数に比例して増加しており、令和4年度は2,550万円、令和5年度は2,850万円となっており、令和6年度はさらに増加する見込みとなっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 予約数は月間平均1,250件で、1日当たり約40人と重要なインフラであることが分かります。利用目的は高齢者の買物や通院がメインなので、いかにこの事業が高齢者の足となる非常に有効な事業であることが分かります。

デマンド交通の魅力としては、距離にかかわらず、村内と白河市内で料金が固定されていることにありますが、その一方で、デマンド交通の移動距離には使用者ごとに大きく差があり、当然村負担額も変わってきます。

そこで、1人当たり村が負担する平均運行補助額と、1回の最大運行補助額は幾らになるか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質問にお答えいたします。

令和5年度の実績では、1人当たりの平均運行費補助額は約2,030円となっており、1人当たりの最大運行費補助額としましては、新甲子地区から白河厚生病院間を利用した方の6,550円でした。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 1人当たり換算で、平均2,000円、最大6,550円との答弁ですので、もちろんこれが往復になれば、掛ける2で計算すると相当高額になります。

私も娘のスポ少の送迎にデマンド交通利用させていただいていますが、通常タクシー料金で1,200円、デマンド交通を利用すると200円で済むんです。この差額を村が負担する仕組みですので、最初の答弁で、令和5年度は事業費約2,850万円とのことですので、年々利用者が増加している傾向から見れば、さらに事業費は増加すると思います。

そこで、デマンド交通事業に対する国もしくは県の財政支援はあるか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） ご質問にお答えいたします。

村が実施していますデマンド交通につきましては、道路運送法に基づいて運行している乗合バスであるため、運行事業者への運行補助につきましては8割が特別交付税措置の対象となっておりますが、令和5、6年度は不交付団体であるため交付税措置はございません。

なお、令和5、6年度の実証運行期間につきましては、福島県地域公共交通活性化事業に採択されまして、約300万円の補助金を活用しているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 事業費の8割が特別交付税措置の対象ではあるが、我が西郷村は不交付団体なので使えないということが分かりましたので、次の質問に移ります。

私はデマンド交通利用させていただいて、本当に素晴らしい事業だなと思っていて、この質問をさせていただいていますが、やはりこの事業費をいかに抑えていくことがこれからの課題であると思います。そのほかにも運用していく中で、いろいろと問題点や今後の課題について担当課のほうで、現状どのように把握されているか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） ご質問にお答えいたします。

デマンド交通は、令和元年度から交通弱者の移動手段の確保を目的として、以前実施しておりました高齢者外出支援事業を拡充させ始めたものでございます。

高齢者外出支援事業はハイエース車両2台による無償運行でございましたが、利用回数の制限、乗り合いによる経路の複雑化や、長時間乗車などの課題がございました。令和3年度からは運行形態を変更させ、タクシー事業者2社による予約型乗合交通として有償デマンド交通実証事業をはじめ、利用者の要望等を取り入れながら運用を変更し、利便性の向上を図ってまいりました。

利用者から要望が多かったものとしましては、土日祝日の運行や、目的地間の移動、乗降場所の追加などがございました。今後の課題として考えられますのは、事業費の増加、利用者の偏り、既存公共交通機関との調整などが挙げられます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 私もデマンド交通の今後の課題は、事業費の増加、乗り合い率の向上、あと当日予約ができない不便さ、このあたりかなと思いますが、やはりデマンド交通に A I 技術を活用して、事業費のコスト削減を実現していく必要があると思います。

また、私自身デマンド交通を利用させていただいて思うのは、保護者の子どもの部活や習い事の送迎はかなり生活の負担になっているので、このあたりの子育て世帯の足にもなってほしいという点で見ると、現在のデマンド交通の最終便が 17 時半で少し早いように思います。

この間、学校教育課で部活動の地域移行に関する説明会がありましたが、今までは学校ごとに行っていた部活動も地域移行すると、部活動に使う体育施設が変わることもあると。その際の移動は保護者負担になるとありましたが、部活動の地域移行で移動手段のない子どもが出た際に、デマンド交通も移動手段も選択の一つになるという可能性も想定した場合、これからのデマンド交通の運行時間も見直し、検討していてもいいのではないかと思います、運行時間の延長はできないのか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質問にお答えいたします。

現在は 7 時から 30 分間隔で運行しまして、最終便を 17 時 30 分としております。運行当初は最終便が 16 時 30 分でしたが、現在は利用者の要望により 17 時 30 分に延長しているところでございます。

最終便をさらに延長することはできないかというおたかしでございしますが、夜間便を増便しますと、飲酒後の帰宅利用など、本来の事業目的とは異なる利用による事業費の増大が想定されますので、現時点では運行時間の延長は考えておりませんが、運用方法につきましては、今後村民のニーズをよく調査した上で、村民の利便性向上につながるよう見直し、改善等を図っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） そもそも論で言うと、夜間運行は本来の高齢者の足となるという事業目的とは異なるのかもしれませんが、先ほども話したとおり、子育て世帯の目線もプラスすると、十分検討に値する案件だと思っています。

部活動の地域移行で移動手段のない子どもが出た際は、やはりデマンド交通も移動手段の選択の一つとなるよう環境準備していただきたいと思いますので、しっかりとニーズ調査をして、それこそ部活動の地域移行という点から見れば、学校教育課と相談して、対象者を絞るという形で限定的でもいいので、ぜひ運行時間の延長も検討し

ていただきたいと思います。

次に、持続可能性の確保についてですが、持続可能なデマンド交通を実現するためには、効率的な運行計画やＡＩ技術やデータを活用して需要予測や車両配置を最適化することで利用率を向上させ、少しでも事業負担を軽減する必要があると思いますが、村長のデマンド交通事業に対して今後どのようにお考えか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

デマンド交通は、免許返納後の高齢者など、いわゆる交通弱者と言われる方々の日常生活の足を確保することを目的として始まり、本年度１０月からはバスや電車と同様の公共交通として位置づけ、利用者のニーズに応じた柔軟で効率的な移動手段として運行を実施しているところでございます。

デマンド交通は、生活の利便性を向上させるだけではなく、様々な社会課題の解決や地域経済の活性化につながるものと考えております。先ほど担当課長が申し上げましたとおり、課題が考えられますが、ＡＩ配車システムの導入など効率化を図り、本村独自の公共交通を確立させ、ニーズ調査を実施し、村民が利用しやすい公共交通として継続していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） １番小澤佑太君。

○１番（小澤佑太君） 村独自の公共交通を確立させ、継続していきたいとのことですので、これからも多様なニーズに合わせて利便性の向上を図っていただきたいと思います。

ただ、デマンド交通の持続可能性を確保していくためには、乗り合い率を高める取組が絶対に必要で、それにはＡＩ技術を活用したデマンド交通へのアップデートが重要だと思います。

また、少子高齢化や地域間格差といった社会課題が深刻化する中で、デマンド交通は全ての住民に等しく移動の自由を提供し、生活の質を向上させる鍵となる存在です。未来のデマンド交通が地域の誰もが利用し合い、利用しやすい移動手段として確立され、住民がこの地域で暮らす喜びを実感できる社会を実現できるような環境づくりをしていただくためにも、ぜひデマンド交通にＡＩ技術を導入していただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） １番小澤佑太君の一般質問は終わりましたが、これより午後２時５５分まで休憩いたします。

（午後２時３５分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後２時５５分）

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案 9 件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案を配布しますので、暫時休議いたします。

（午後 2 時 5 5 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 2 時 5 7 分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第 8 4 号～議案第 9 2 号）

○議長（真船正晃君） ただいま追加提案されました議案 9 件につきましては、日程第 1 の次に追加日程第 1、議案第 8 4 号から追加日程第 9、議案第 9 2 号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正晃君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日追加提案いたしますのは、議案第 8 4 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ほか、条例の一部改正 3 件、令和 6 年度西郷村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の補正予算 5 件の計 9 議案でございます。

議案第 8 4 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。議会議員の期末手当について、一般職の職員に順次支給率を引き上げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 8 5 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。村長等の期末手当について、一般職の職員に順次支給率を引き上げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 86 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります、職員の給与について、福島県人事委員会の勧告により、所要の改正をしようとするものではありません。

次に、議案第 87 号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります、会計年度任用職員の給与及び勤務条件について、一般職の職員に順次所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 88 号 令和 6 年度西郷村一般会計補正予算（第 5 号）についてであります、令和 6 年度西郷村一般会計補正予算（第 5 号）は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,371 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 144 億 7,100 万円とするものであります。今回の補正予算につきましては、福島県人事委員会勧告に基づき、議会議員、村長等職員及び会計年度任用職員の給料額並びに報酬額の改定に伴う人件費の補正に必要な予算を計上しております。

次に、議案第 89 号から議案第 92 号までの特別会計及び公営企業会計の補正予算につきましても、それぞれの事業目的達成のため所要の補正を行うものであります。

以上、本日提案いたしました議案の概要についてご説明させていただきましたが、細部につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第 84 号から議案第 87 号に対する細部説明を求めます。

総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第 88 号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第 89 号に対する細部説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 次に、議案第 90 号から議案第 92 号に対する細部説明を求めます。

上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 以上で、細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、12月12日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 19 分）